

**令和8年度**

**消防団員及び水防団員の確保につながる  
アイデア募集**

**募集要綱**

令和8年4月

危機管理部消防課

＜お問い合わせ先＞

岐阜県 危機管理部 消防課 企画係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁5階

TEL 058-272-1122 (直通)

## 1 目的

消防団・水防団は、火災や事故、地震や風水害の災害発生時などに、地域住民の生命・身体・財産を守るという重要な役割を担っており、地域防災の要となる存在です。また、近年の災害の激甚化・頻発化、発生が懸念される南海トラフ地震への備えなど、その活動の重要性はますます高まっています。しかし、一方で、人口減少、高齢化、若者の意識の変化等により、消防団員・水防団員（以下「団員」という。）は減少傾向にあり、県、市町村等では様々な団員確保の取組を行っているものの、団員確保が難しくなっています。

こうした状況を踏まえ、県ではより効果的な団員確保の施策を実施するため、今回、広く県民の皆様から団員確保につながるアイデアを募集することとしました。アイデア募集の結果を踏まえた事業の実施を検討します。

## 2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

### (1) 消防団

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条第 3 号に規定する市町村の消防機関

### (2) 消防団員

消防団で活動に従事する人

### (3) 水防団

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 5 条に規定する水防を行う組織

### (4) 水防団員

水防団で活動に従事する人

## 3 消防団及び水防団の概要

消防団及び水防団の概要等については**別添資料**を参照してください。

## 4 募集の概要

### (1) 募集内容

団員確保につながるアイデア

〔団員の活動に係る負担軽減の方法など間接的に団員確保につながるアイデアや  
すでに地域で実施されている取組も含めて幅広く募集〕

**【アイデアの例】** ※以下は例であり、これに限るものではありません。幅広くご提案ください。

○こんな消防団・水防団なら入団したい！と思える魅力ある団にするためのアイデア

○入団につながるようなPR方法のアイデア

- 若者・女性の入団を促進するアイデア
- 企業で働く団員が活動しやすい環境をつくるためのアイデア

## (2) 提案事項

アイデアの提案にあたっては、以下の事項について提案いただきます。

- アイデアのタイトル
- アイデアの内容・ねらい
- 提案する理由、背景、アイデアの内容を実施することで期待できる効果

## (3) 応募資格

以下のいずれかに該当する個人・団体等が提案できます。

- 県内に居住、通勤又は通学する方（消防団・水防団の経験は問いません。）
- 県内に事業所等を有する企業、その他の団体（市町村・消防団・水防団を含む）

## 5 提案方法

### (1) 募集期間

令和8年4月28日（火）～令和8年6月16日（火）17時15分[必着]

※提出期限を過ぎてから届いたものは不採用になります。

### (2) 内容等に関する質問の受付及び回答

#### ア 質問受付期間

令和8年4月28日（火）～令和8年6月8日（月）[必着]

#### イ 質問提出方法

以下の URL 又は二次元コードにアクセスの上、質問フォームに質問事項を記載し、送信してください。

なお、上記質問フォームの利用ができない場合など、他の方法での質問を希望される場合は、本要綱表紙のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、お電話でのご質問はご遠慮ください。

【URL】 <https://logoform.jp/form/T8mB/1505412>

【二次元コード】



#### ウ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他不当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページにて公表することにより回答します。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/488433.html>

### (3) 提出方法

以下のア、イ又はウのいずれかの方法で提出してください。電話や口頭によるアイデアの提案はできません。

なお、提出された内容について、必要に応じ、記載内容の確認をさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

#### ア 応募フォームでの応募

以下の専用の応募フォームから必要事項を記載の上、応募してください。

##### 【URL】

<https://logoform.jp/form/T8mB/1505483>

##### 【二次元コード】



#### イ 電子メールでの応募

「政策オリンピック 消防団員及び水防団員の確保につながるアイデア募集応募用紙」（以下「応募用紙」という。）（**別添様式**）を以下のURLからダウンロードし、氏名又は団体等名、住所、連絡先を明記の上、以下のアドレスに送信してください。

岐阜県危機管理部消防課において受信が確認できましたら、いただいたメールの返信により、受信を確認した旨ご連絡します。送信後、3日以内（土日、祝日除く）に、返信がない場合は、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

##### 【応募用紙ダウンロードURL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/488433.html>

##### 【提出先】

岐阜県危機管理部消防課メールアドレス：[c11193@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11193@pref.gifu.lg.jp)

※メールの件名を「政策オリンピックへの応募」としてください。

##### 【受信確認の返信がない場合の連絡先】

岐阜県危機管理部消防課企画係 電話番号 058-272-1122

#### ウ FAX又は郵送での応募

応募用紙（**別添様式**）を以下のURLからダウンロードし、氏名又は団体等名、住所、連絡先を明記の上、FAX送信又は郵送してください。FAX番号、郵送先は以下のとおりです。

なお、送信又は郵送の後、岐阜県危機管理部消防課企画係まで送信又は郵送した旨、電話連絡をお願いします（電話番号：058-272-1122）。

**【応募用紙ダウンロードURL】**

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/488433.html>

**【FAX番号】** 058-278-2549

**【郵送先】** 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県危機管理部消防課企画係  
※封筒に「政策オリンピックへの応募」と記載してください。

## 6 応募に際しての注意事項

### (1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- ア 5（1）に定める受付期間を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ この要綱に違反すると認められる場合
- オ その他応募に関して県の指示に従わなかった場合

### (2) 費用負担

応募用紙の提出等に要する経費は、全て提案者の負担とします。

### (3) その他

- ア 応募用紙の提出をもって、提案者がこの要綱の記載内容に同意したものとみなします。
- イ 応募用紙に記載のアイデア（理由、背景、期待できる効果等を含む）は公表する場合があります。なお、氏名又は団体等名、住所、連絡先は原則、公表しませんが、公表の必要がある場合は、個別に提案者に確認します。
- ウ 提出された応募用紙等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。
- オ 提案されたアイデアに対する個別の回答はできません。
- カ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に管理します。

## 7 アイデアの審査

### (1) 審査方法

○県職員以外の者で構成する審査委員会での審査結果等を踏まえ、令和9年度当

初予算に反映します。なお、応募多数の場合は、審査委員会での審査の前に、県において一次審査を行うことがあります。

- 提案内容が、明らかに「1 目的」に記載する趣旨を逸脱したものであると県が判断した場合は、当該アイデアについては審査を行いません。
- 審査委員会において、提案者によるプレゼンテーションは行いません。

## (2) 審査項目

事業内容、提案の実現性、事業の発展性、経費の妥当性の観点から審査します。

## (3) 結果の公表

優れたアイデアについては、今後、県の令和9年度当初予算に反映させるため、原則、令和9年度予算発表時に公表することとし、個別の連絡は行いません。結果を公表する際は、提案者の氏名は原則非公表とし、公表する場合は、提案者に確認します。

## 8 アイデアの取扱い

- 優れたアイデアを県事業として実施する際には、提案の一部を修正又は複数のアイデアを組み合わせる場合があります。
- 優れたアイデアについて、県以外の主体（市町村や消防団など）が実施した方が適切な場合は、当該アイデアを他の主体が実施する場合があります。

## 9 その他（「オリンピック」の名称使用について）

JOC（日本オリンピック委員会）のガイドライン※では、非営利団体（地方自治体等）の非商業的な活動には「オリンピック」という文言を使用することができますが、それ以外の場合には、故意であるか否かを問わず、「オリンピック」の名称を用いて、オリンピックの知名度、評判、イメージ等を利用又は流用することはできないとされています。

一例として、政策オリンピックに応募した企業等が、当該企業のホームページ等で「政策オリンピックで選定されました」などと掲載することは当該ガイドラインに抵触する可能性がありますので、ご注意ください。

※オリンピック等の知的財産の使用に関するガイドライン Ver. 1.0

[https://www.joc.or.jp/about/brand\\_protection/pdf/guidelines2023\\_06.pdf](https://www.joc.or.jp/about/brand_protection/pdf/guidelines2023_06.pdf)